

妊娠されている方・透析患者等の方・ 重度心身障がい児の保護者の方にマスク等を配布しました

町内に在住する下記の方々に、このたび町が寄贈を受けた布製マスク(制菌加工)を2枚、フェイスシート(インナーマスクとして使用できるシート)を2枚、不織布マスクを20枚配布しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ぜひご活用ください。



■不織布マスク20枚もあわせて配布しました。

- 対象者**
- ①妊娠されている方
※今後妊娠された方には、母子手帳交付時にこのマスク等をお渡しします。
 - ②身体障害者手帳を所持している方で、透析患者等の腎臓機能障害をお持ちの方、または呼吸器疾患をお持ちの方
 - ③身体障害者手帳を所持している重度心身障がい児の保護者の方

問●対象者①の方:町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900
対象者②③の方:町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

税 務 課

令和2年度 町税等の納期限(口座振替日)のお知らせ

納期限 (口座振替日)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
	6/1 (月)	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/28 (月)	1/4 (月)	2/1 (月)	3/1 (月)
軽自動車税	全期										
固定資産税	1期一括		2期		3期		4期				
町県民税 (普通徴収)		1期一括		2期		3期		4期			
国民健康保険税 (普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期	6期		7期	
後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期		6期	7期	8期

固定資産税についてのお知らせ

令和2年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税内容については同封の課税明細書をご確認ください(課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください)。

固定資産税の評価は、令和2年1月1日現在の現況地目で決定し、その時点の所有者に課税されます。令和2年1月1日以降の土地の売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

■納税通知書が届かない?

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ?

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地批准の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。

【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は町税務課までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害等で被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用している方

軽自動車税・固定資産税の減免申請期限は5月25日(月)です

※納期限の過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。
※申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

軽自動車税(種別割)についてのお知らせ

令和2年度の軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月上旬に送付します。軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。税額は車種等により異なりますので、同封の書類をご確認ください。

■軽自動車税(種別割)の減免申請について

以下の「障がいの範囲一覧」に該当する方が所有する軽自動車については、軽自動車税の減免制度が設けられています(減免は障がいのある方1人につき1台です)。

なお、普通自動車と併せての減免はできませんのでご注意ください。

障がいの範囲一覧

障がいの区分	身体障がい者等本人が運転する場合		生計を一にする方または常時介護者が運転する場合	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい	2級および3級		2級および3級	
平衡機能障がい	3級		3級	
音声機能障がい (咽頭摘出者に限る)	3級	特別項症から第2項症までの各項症		
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級			特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1級および2級(1上肢のみの運動機能障がいを除く)	
	移動機能		1級および3級(1下肢のみの運動機能障がいを除く)	
心臓機能障がい	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障がい				
呼吸器機能障がい				
小腸の機能障がい				
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級および4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
知的障がい者	児童相談所または福祉相談センターで重度の知的障害者と判定されて、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄にAと記載されている方			
精神障がい者	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により精神障害者と判定されて、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方			

※身体に複数の障がいを有する方は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級をそれぞれの障がいの区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。

申請に必要なもの 個人番号通知カードまたは個人番号カード、印鑑、運転免許証、障害者手帳または療育手帳等、車検証、納付書

問 町税務課 ☎0187(84)4902